

【重要】材料費等を明記した「工事費内訳書（明細表）」の提出について

第三次扱い手3法が令和6年6月に改正され、令和7年12月12日に完全施行されます。

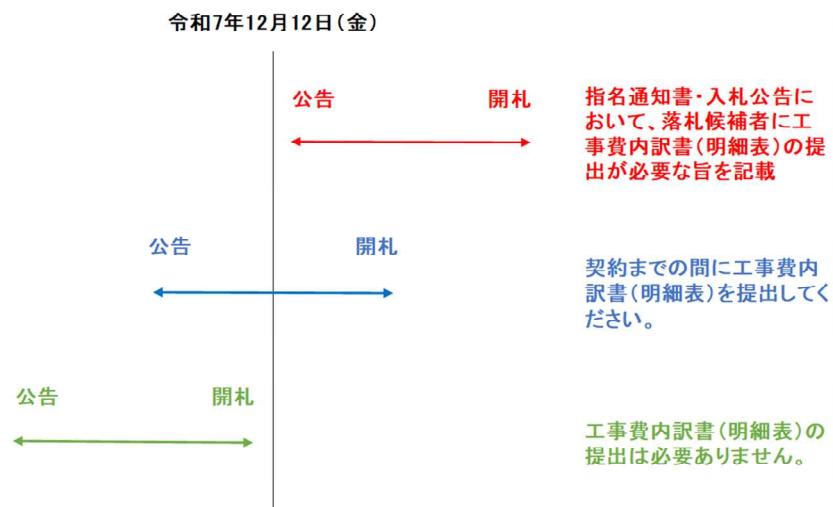
本改正は、公共工事における「適正な施工の確保」、「不当な低価格入札の防止」及び「建設工事に従事する労働者の適切な待遇改善」を目的としており、国土交通省令により、「工事費内訳書」に材料費、労務費、現場労働者の法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度等の掛金、安全衛生経費（以下「材料費等」という。）の明記が義務付けられました。

これに伴い、当面の間、徳島県が発注する工事は、入札時の「工事費内訳書」の提出に加え、落札候補者等※になった際に材料費等を明記した「工事費内訳書（明細表）」を契約締結までに提出をしていただきます。

（※一般競争入札の場合は落札候補者、指名競争入札の場合は落札者）

＜当面の間の対応（令和8年3月末まで（予定））＞

入札手続中の案件を含め令和7年12月12日（金）以降に開札を予定している案件については、工事費内訳書（明細表）の提出が必要となります。



なお、工事費内訳書（明細表）は、別添のとおり。

＜令和8年4月（予定）以降＞

工事費内訳書（明細表）の提出に代えて、入札公告等を掲載している県ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に材料費等について記載する欄を追加した「工事費内訳書」を掲載し、入札参加者は、県PPIから「工事費内訳書」ダウンロード・作成し、電子入札システムにより提出することを予定しています。